

東山行政区 区費の減額についての内規

この内規は、東山行政区運営規約実施細則第 6 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、区費の減額について、次のとおり定める。

- 1 減額の対象世帯
 - (1) 生活保護世帯
 - (2) 身体障害者手帳（1 級・2 級）、療育手帳（A 判定）及び精神障害者福祉手帳（1 級）所持者のいる世帯
 - (3) 高齢者（満 80 歳以上）のみの世帯（1 人暮らし、夫婦）
- 2 減額の割合は、5 割とする。
- 3 対象世帯からの、申請に基づいて減額する。
- 4 区長は、対象世帯主からの申請のうち、上記 1 の（1）及び（2）の世帯については、民生児童委員から確認を得た上で、減額を決定する。
- 5 減額の開始と廃止
 - (1) 減額の開始は申請を 4 月に受理した場合は 4 月からとし、5 月以降に申請を受理した場合は、次の納入月（7 月、10 月、1 月）からとする。
 - (2) 1 の事由がなくなった場合は、原則として翌年度から減額を廃止する。
- 6 その他区費の減額については、区議員会で協議し、決定する。

附則

- 1 この内規は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
(平成 21 年 12 月 26 日 区議員会決定)
- 2 この内規は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。